

令和4年度 第1回 目黒区居住支援協議会 議事要旨

| | |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称 | 令和4年度 第1回 目黒区居住支援協議会 |
| 日 時 | 令和4年5月17日（火） 午後6時00分～午後7時20分 |
| 場 所 | 目黒区総合庁舎4階 政策会議室 |
| 出席者 | <p>（委 員）石渡和実会長、中島明子副会長、北本佳子委員、（書面：山本美香委員）長崎隆委員、城市恵子委員、松原辰昭委員、北條克典委員、鈴木史高委員、味戸吉春委員、手塚康弘委員</p> <p>（区委員）竹内健康福祉部長、清水都市整備部長、田邊健康福祉計画課長、保坂福祉総合課長、高橋(直)高齢福祉課長、岩谷障害者支援課長、中野生活福祉課長、大塚子育て支援課長、松尾子ども家庭支援センター所長、佐藤都市計画課長、高橋(広)都市整備課長、鵜沼住宅課長</p> |
| 次 第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 区長あいさつ 4 委員の紹介 5 会長選任 6 副会長選任 7 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 目黒区居住支援協議会の設立経緯について (2) 目黒区居住支援協議会の役割と活動 (3) 住まいの相談支援体制 (4) 居住支援のしおり（案） (5) その他 8 閉会 |
| 配付資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 目黒区居住支援協議会設置要綱 ・資料2-1 目黒区居住支援協議会の設立経緯について ・資料2-2 目黒区居住支援協議会設立に向けた取組 ・資料3 目黒区居住支援協議会の役割と活動 ・資料4-1 福祉型住まいの相談体制 ・資料4-2 居住支援体制の全体図 ・資料5 居住支援のしおり ・参考資料1 目黒区居住支援協議会委員名簿 ・参考資料2 席次表 ・配布物 福祉の総合相談窓口リーフレット |
| 議事及び質疑応答 | |
| <p>(1) 目黒区居住支援協議会の設立経緯について 事務局より、資料2-1、2-2に基づき説明。 質疑応答：なし。</p> | |

(2) 目黒区居住支援協議会の役割と活動

事務局より、資料3に基づき説明。

質疑応答：なし。

(3) 住まいの相談支援体制

事務局より、資料4-1及び4-2に基づき説明。

質疑応答、意見等は下記のとおり。

- ・住まいの相談員の実績を伺いたい。

⇒住まいの相談は、毎日約2、3件で、相談内容は、建て替え、立ち退き等。相談者の約9割は高齢者の単身もしくは高齢者のみの世帯である。

- ・体制やサービスが非常に充実していて、かつ、職員が見守りや同行支援等を直接行っている自治体はあまりないのではないかと認識しており感服している。
- ・福祉の総合相談窓口で、今後生活と住まいの相談を一か所でできることは大きな進展になる。
- ・目黒区は家賃が比較的他の自治体に比べて高いことが課題としてあると思う。

生活保護世帯等低所得の方が相談に来られた場合、住まいが決まりにくいと想像できるが、補助制度等があれば教えていただきたい。

⇒目黒区では、所得制限等条件があるが、高齢者世帯に対して、6年間の家賃助成を行っており、その間に公的な住宅への転居や、その方にあった施設等入所を含めて検討していただく等の支援も合わせて行っている。一方で家賃助成については、家賃額の上限を決めており、一人世帯は11万円まで、二人世帯は12万円まで、家賃額がそれより高い方は対象外としている。

- ・精神障害のある方は、生活保護の場合や概ね3年の利用期限があるグループホームから退去する場合に家探しをするが、目黒区という土地柄、「家賃が高い」、「家主に入居を断られる」等の理由で住まいを探すことが非常に難しい。この課題は行政だけで解決できることではないため、行政と民間で協力し対策を考えていきたい。

- ・制度開始直後で、福祉の総合相談窓口で同行支援までするという情報が、相談者や相談を仲介する方にまで伝わっていない状況もあるため、今後うまくPRして行ってほしい。

- ・住宅を提供する側からすると、高齢の方、障害ある方は入居後の事故等が多い。その事故等を誰がケアするかということになると、不動産業者がまめに動いて、仕事以外でやらなければならないということが増えてくる。そういう問題に対して、素早く誰かが対応することができれば、部屋の提供も増えてくるのではないと思う。

- ・普通借家契約という2年ごとの賃貸借契約を締結していることが多いが、建物老朽化を理由にした立ち退きは断ってよい。借地借家法で、大家が更新拒絶をする場合、正当事由が必要であり、裁判例を見ると正当事由の判断が非常に難しく、大家が不利になることが多い。実務的な解決法としては、大家が立ち退き料を入居者に払って退去していただくというのが一般化している。

⇒立ち退き料の提示なく出て行って欲しいという相談がすでに何件かある。また、転居に伴う費用面の相談もある。居住者自身が直接大家や事業主と直接交渉することは難しく、専門的な知識やノウハウもないため、法律相談や法テラス、区民相談等に繋ぐことで、一定の法律のルールに則った形での支援・アドバイスをしているところである。

- ・居住して終わりではなく、居住した後の見守りが必要だと考えている。スタートの段階でこの体制は素晴らしいと思うが、今後は、ある程度の同行支援は区が行い、そのあとは日常生活の見守りも含めて専門の相談員もいる居住支援法人に引き継ぐような体制を考えないと、今後この体制を維持することは難しいのではないかと。

⇒今後高齢者の増加に伴い、利用者が増えることが予想されるが、現行体制の維持について、本協

議会の中で意見を伺いながら検討していきたい。

(4) 居住支援のしおり（案）

事務局より、資料5に基づき説明。

今回提示しているデザイン等は案であり、本日情報提供した上で完成版にしたい。

意見等あれば、後日事務局まで連絡いただきたい。

質疑応答：なし

その他連絡事項

第2回目黒区居住支援協議会開催：令和4年10月から12月（予定）

議題：相談実績の報告、居住支援セミナーの内容の協議・検討（予定）

以 上